

奈良県告示第五百三十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第二項の規定により平成二十五年三月奈良県告示第三百六十四号で告示した奈良県保健医療計画を次のとおり変更し、平成三十年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画は、奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課、県内の各保健所及び奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県保健医療計画（概要）

第一章 保健医療計画に関する基本的事項

一 計画策定の趣旨

この計画は、次に掲げることを目的としています。

- 1 医療機能の分化及び連携並びに在宅医療を含めた地域包括ケアシステムの構築を進め、「奈良県地域医療構想」（平成二十八年三月策定）を実現すること。
- 2 五疾病五事業及び在宅医療について整備し、並びに県民が安心して医療を受けられる体制を構築すること。
- 3 将来の需給動向を踏まえた医療従事者等の養成及び確保を進めるとともに、医療機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築に対応した医師の適正な配置を行うこと。

二 基本理念

- 1 すべての県民が、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて、必要な医療、介護及び福祉のサービスを適切に受けられる、持続可能で効率的な医療提供体制の構築を目指します。

- 2 具体的な政策目標として、地域のニーズにあった急性期から慢性期までの病院機能の分化及び連携、県内の救急患者を断らない病院づくり、在宅医療の充実並びに医療及び介護の連携強化、医療従事者の養成及び確保並びに適正な配置、医療の質の向上並びに疾病予防及び重症化防止対策を図り、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康でいきいきと暮らす人が増える健康長寿な奈良県を目指します。

三 計画の性格

- 1 本県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画です。
- 2 医療法第三十条の四の規定に基づく医療計画です。

四 保健医療計画の期間

平成三十年度から平成三十五年度までの六年間の計画です。

なお、在宅医療その他必要な事項については、三年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第二章 奈良県の現状

一 地勢と交通

二 人口構造

三 人口動態

四 県民の受療状況

五 医療提供施設等の状況

第三章 保健医療圏と基準病床数

一 保健医療圏

医療資源の適正な配置並びに医療機関相互の機能の分担及び連携を推進し、県民の保健医療に対する需要に対応するため、圏域を設定します。

保健医療提供体制の整備を図る基本的な単位地域であり、県民の自由な受診を妨げるものではありません。

1 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談及び健康管理並びに外来診療で対応する頻度の高い傷病の治療等を総合的及び継続的に提供していく基礎的な圏域として、県内三十九の保健医療圏を設定します。

2 二次保健医療圏

特殊な医療サービスを除く通常の保健医療供給が過不足なく完結されることを目標として整備する圏域として、奈良・東和・西和・中和・南和の五圏域を設定します。

なお、この圏域は、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する区域です。

二次保健医療圏

奈良	奈良市
東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村
西和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

3 三次保健医療圏

特殊な診断又は治療を必要とする高度又は専門的な保健医療サービスを提供する三次保健医療圏は、奈良県全域を一つの圏域とします。

なお、この圏域は、特殊な医療等を提供する病院の病床の確保を図るべき地域的単位として設定される区域です。

二 基準病床数

基準病床数を次のとおり定めます。

病床の種類別				区域	基準病床数(床)
療養病床及び一般病床				奈良	三、二四一
				東和	二、〇五〇
				西和	三、二二二

感 染 症 病 床	結 核 病 床	精 神 病 床	全 県	中 和
			南 和	二、九五七
			五九〇	
		二、二〇〇		
		三五		
		二八		

三 有床診療所の特例について

第四章 地域における医療機能の分担と連携

- 一 地域医療構想の取組
 - 二 保健医療計画（地域医療構想）と介護保険事業（支援）計画の整合性の確保
 - 三 地域医療支援病院
 - 四 新たな公立病院の医療提供体制
 - 五 地域医療構想・医療費適正化・国民健康保険県単位化一体の取組
- 第五章 主要な疾病・事業ごとの保健医療体制

- 一 がん
- 二 脳卒中
- 三 心筋梗塞等の心血管疾患
- 四 糖尿病
- 五 精神疾患
- 六 救急医療
- 七 災害医療
- 八 へき地医療
- 九 周産期医療
- 十 小児医療
- 十一 在宅医療
- 十二 結核・感染症

第六章 医療従事者等の確保

- 一 医師確保
- 二 看護職員確保
- 三 歯科医師
- 四 薬剤師
- 五 保健師
- 六 その他の医療従事者
- 七 介護サービス従事者

第七章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組

- 一 健康づくりの推進
- 二 高齢者福祉対策（介護保険）
- 三 障害者保健福祉対策
- 四 母子保健対策
- 五 難病対策
- 六 臓器移植等の推進
- 七 歯科口腔保健医療対策
- 八 血液の確保等対策
- 九 アレルギー疾患対策
- 十 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

第八章 医療に関する情報提供の推進

- 一 医療機能の見える化や医療の質の向上の取組
- 二 県民・患者への医療機能情報の提供

第九章 医療安全と健康危機管理の推進

- 一 医療の安全の確保
- 二 医薬品等の適正使用対策
- 三 医薬分業
- 四 食品の安全性の確保

第十章 施策の評価、見直し

- 一 数値目標の設定
- 二 計画の推進体制と役割

三 進行管理と計画の評価